# 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

**手数料等の諸経費について**

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧いただくか、コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

**クーリング・オフの適用について**

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

## 1．当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2．当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

## 3．当社とお客様との利益が相反するおそれ

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領することから、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

なお、上記に加えて、個別の事由によりお客様との利益が相反するおそれがあるファンドにつきましては、補完書面別紙（目論見書に合本しています）にてご説明をしておりますので、必ずご確認ください。

## 4．その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料　　最大 3.85%（税込）

インターネットを通じてお客様が取引する場合の購入時申込手数料は無料（ノーロード）です。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）
購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）
購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、
合計 103,300 米ドル（税込）お支払いただくことになります。

（例 3）金額指定で購入する場合（[ ]内は外貨決済を選択した場合の例）
100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

**5. 当社の概要**

| | |
|---|---|
| ・商号等 | マネックス証券株式会社<br>金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号 |
| ・本店所在地 | 〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号 |
| ・設立 | 1999 年 5 月 |
| ・資本金 | 13,195,101,821 円※ |
| ・主な事業 | 金融商品取引業 |
| ・加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、<br>一般社団法人 金融先物取引業協会、<br>一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、<br>一般社団法人 日本投資顧問業協会 |
| ・指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター |
| ・連絡先 | ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。<br>お客様ダイヤル　0120-846-365（通話料無料）<br>03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）<br>ログイン ID と電話認証番号をご用意ください。<br>当社ウェブサイト　ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。 |

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（https://info.monex.co.jp/company/summary.html）でご確認ください。

**当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口**

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。
窓　　口 ： お客様ダイヤル
電話番号 ： 固定電話　0120-846-365（無料）
：携帯電話・一部 IP 電話　03-6737-1666（有料）
受付時間 ： 8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

**金融 ADR 制度のご案内**

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住　　所 ： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館
電話番号 ： 0120-64-5005
　　FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。
受付時間 ： 月曜日～金曜日　９時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以　上

（2025 年８月）

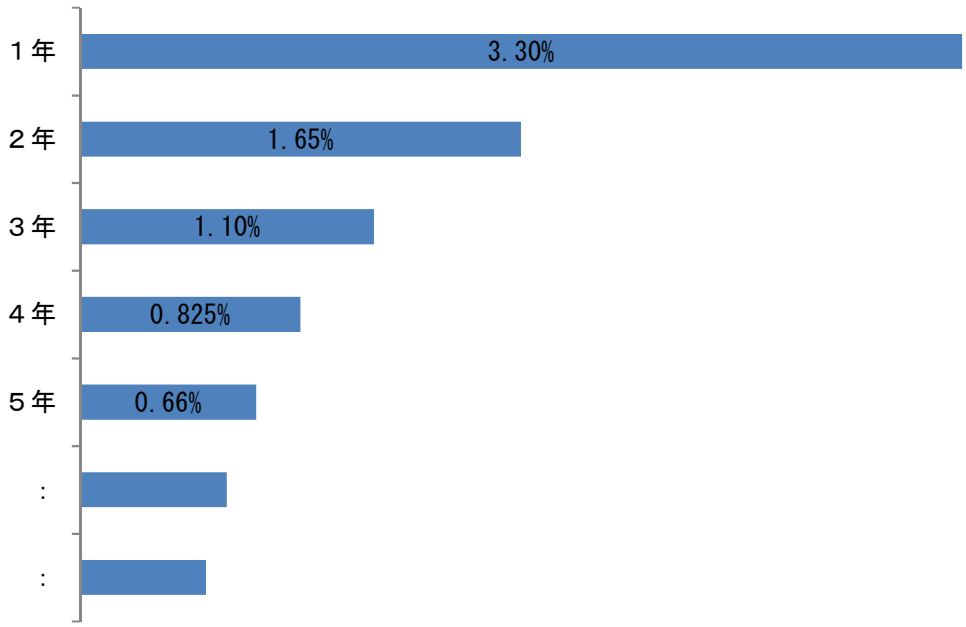
KTM_TOUSHIN_3.0

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

# 申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

**例えば、申込手数料が 3.3%（税込）の場合**




※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021 年 8 月）

三井住友DSアセットマネジメント

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日：2026年7月17日

# ニュートン・パワー・イノベーション・ファンド（為替ヘッジあり）／（為替ヘッジなし）

## 愛称：電力革命

NISA対象 成長投資枠

追加型投信／内外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。

**三井住友DSアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第399号

**<委託会社への照会先>**

ホームページ：https://www.smd-am.co.jp

コールセンター：0120-88-2976

［受付時間］午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。

**株式会社SMBC信託銀行**

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

本書では、各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいうことがあります。
ニュートン・パワー・イノベーション・ファンド（為替ヘッジあり）：（為替ヘッジあり）
ニュートン・パワー・イノベーション・ファンド（為替ヘッジなし）：（為替ヘッジなし）

## 委託会社の概要

| | |
|---|---|
| 委託会社名 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 |
| 設立年月日 | 1985年7月15日 |
| 資本金 | 20億円（2026年5月29日現在） |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 18兆8,114億円（2026年5月29日現在） |

## 商品分類・属性区分

| 商品分類 | | |
|---|---|---|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
| 追加型 | 内外 | 株式 |

| ファンド名 | 属性区分 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| （為替ヘッジあり） | その他資産（投資信託証券（株式　一般）） | 年1回 | グローバル（日本を含む） | ファミリーファンド | あり（部分ヘッジ） |
| （為替ヘッジなし） | | | | | なし |

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類、属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

■委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年7月16日に関東財務局長に提出しており、2026年7月17日にその届出の効力が生じております。

■ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

■投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

色覚の個人差等を問わず、できるだけ多くの方に情報が伝わるよう、配色やデザインに配慮して作成しています。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

## ファンドの目的

ニュートン・パワー・イノベーション・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、実質的に世界の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

## ファンドの特色

### 1 主として、電力需要の拡大や電力市場の変革に伴い恩恵を受けることが期待される、世界の株式に投資を行います。

■銘柄の選定にあたっては、企業の成長見通しや株価の割安度等の分析を行うとともに、発電、送電、蓄電の3つの分野に着目します。

※世界の株式には、日本および新興国の株式を含みます。
※預託証書（DR）、上場投資信託（ETF）および上場不動産投資信託（REIT）にも投資を行う場合があります。

### 2 実質的な運用は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシーが行います。

■マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を、ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシーに委託します。

### 3 対円での為替ヘッジの有無により、（為替ヘッジあり）と（為替ヘッジなし）の2つのファンドからお選びいただけます。

**（為替ヘッジあり）**

■実質組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

■対円での為替ヘッジを行う際、円の短期金利がヘッジ対象通貨の短期金利を下回っている場合、その金利差に相当する為替ヘッジコストがかかります。短期金利の変動等により、為替ヘッジコストも変動します。

※一部の通貨については、対円での為替ヘッジを行わない場合や、他の通貨で代替した為替取引（ただし、為替変動リスクを回避する目的に限ります。）を行う場合があります。なお、直物為替先渡取引（NDF）を利用することもあります。

**（為替ヘッジなし）**

■実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

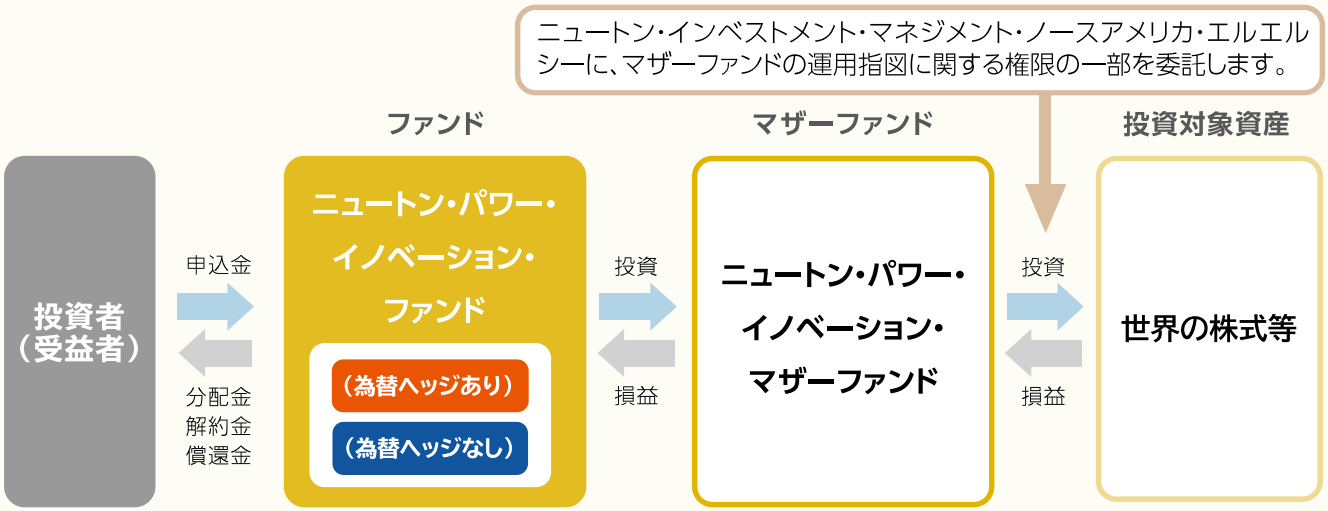
■基準価額は為替変動の影響を受けます。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※一部の国・地域によっては口座開設に時間を要するため、一定期間は現物株への投資ができない場合があります。
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。




## ファンドの投資分野

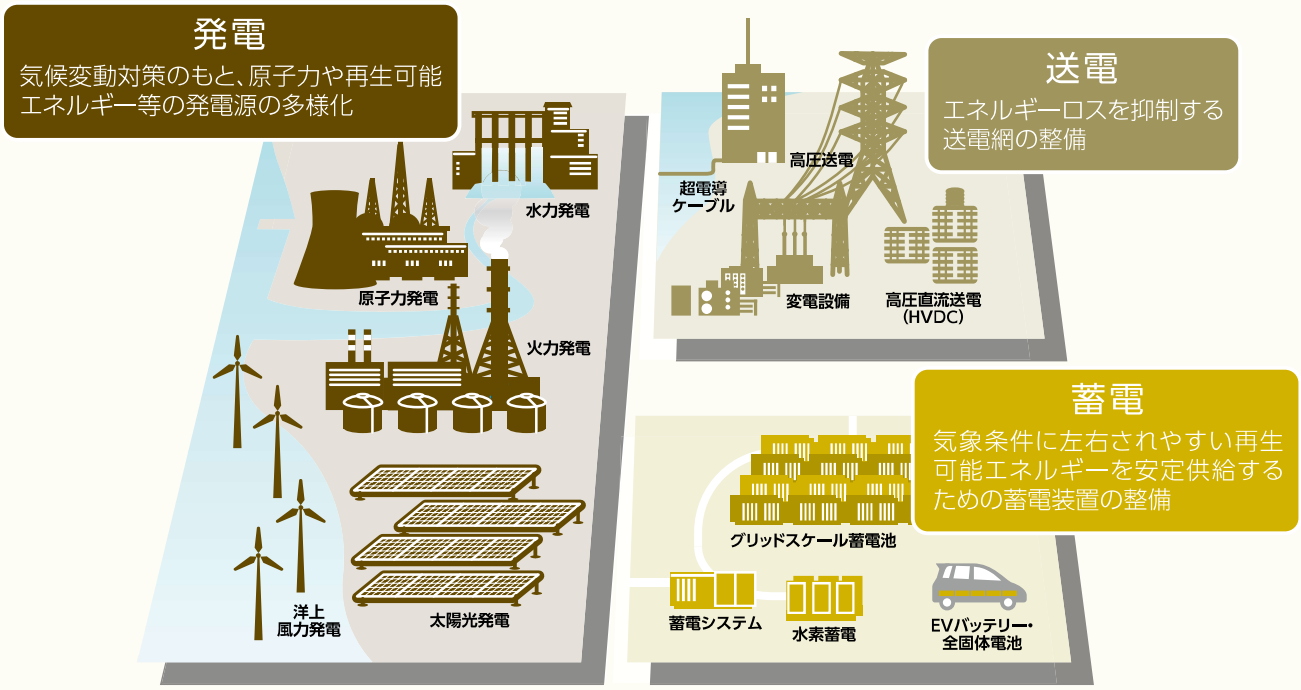
### ▶世界の電力需要の増加

■これまで世界の電力消費量は増加の一途をたどってきました。
今後も新興国・地域の経済成長、世界の人口増加、生成AI(人工知能)に代表されるテクノロジーの進展などに伴い、世界の電力需要の拡大が想定されます。



## 電力需要の増加により進展する技術革新

■電力需要の拡大に加え、発電、送電、蓄電の各分野で、それぞれの課題を解決するための技術革新が誕生しようとしています。




(出所)ニュートン・インベストメント・マネジメント、各種資料の情報を基に委託会社作成

## ファンドが着目する3つの分野

■当ファンドでは、発電、送電、蓄電の3つの分野に着目し、技術革新に伴い恩恵を受ける銘柄を選別します。

### 発電



| 課題 | 投資機会 |
|---|---|
| ●需要の急拡大による電力のひっ迫 | ●新興国・地域の経済成長や技術進展による電力需要拡大への対応 |
| ●電源構成の変化 | ●脱炭素社会に向けた再生可能エネルギーへの移行 |

### 送電



| 課題 | 投資機会 |
|---|---|
| ●発電所と消費地の長距離化による電力ロスの増加 | ●送電の効率性の向上のための直流送電の活用 |
| ●送電網の整備 | ●電力損失が少なく効率的な送電が可能な超電導ケーブルの社会実装 |

### 蓄電



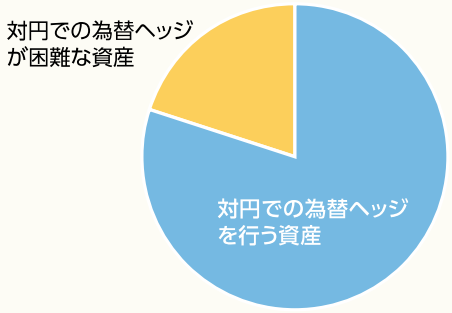
| 課題 | 投資機会 |
|---|---|
| ●電力需給のバランス調整 | ●電力網の効率性を高める電力貯蔵システム |
| ●再生可能エネルギー発電の増加 | ●EVバッテリーの性能を飛躍的に向上させる全固体電池 |
| | ●次世代エネルギー・水素による蓄電技術 |

※上記は2026年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。また、上記はイメージです。

(出所)ニュートン・インベストメント・マネジメントの情報を基に委託会社作成

## 為替の影響について（為替ヘッジあり）

### ［ 為替ヘッジ（部分ヘッジ）のイメージ ］




| 対円での為替ヘッジが困難な資産 | 対円での為替ヘッジを行う資産 |
|---|---|
| （為替ヘッジを行わない場合）<br>為替変動の影響を受けます。<br><br>（他の通貨で代替した為替取引を行う場合）<br>当該代替取引を行っている通貨に対する現地通貨の為替変動の影響を受けます。 | 為替変動リスクは低減されます。 |

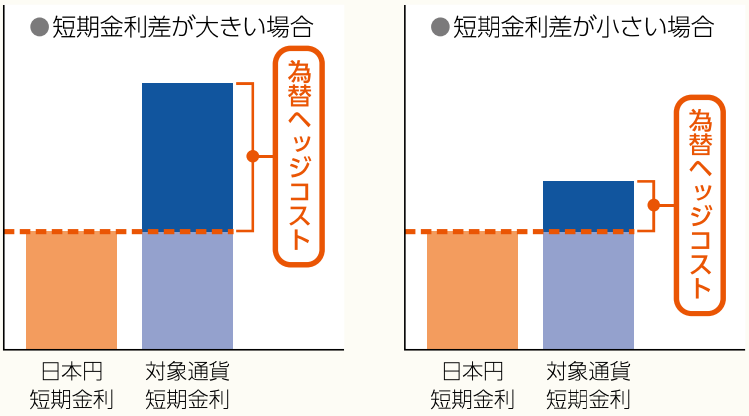
為替ヘッジ
為替取引等を利用し、為替変動リスクを低減することです。

■外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行う場合、基準価額への為替変動の影響は小さくなると考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

■一部の通貨について、為替ヘッジが困難等と判断された場合、為替ヘッジを行わない、または他の通貨で代替した為替取引（ただし、為替変動リスクを回避する目的に限ります。）を行うことがあります。為替ヘッジを行わない場合は、為替変動の影響を受けます。また、他の通貨で代替した為替取引を行っている部分については、当該代替取引を行っている通貨に対する現地通貨の為替変動の影響を受けます。

左記は為替ヘッジ（部分ヘッジ）について理解を深めていただくためのイメージです。

### ［ 為替ヘッジコストのイメージ ］

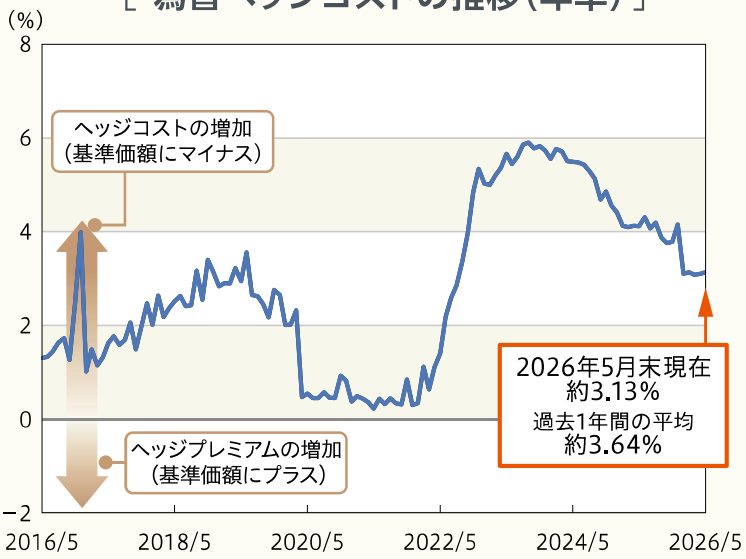



（注）日本円の短期金利が為替ヘッジ対象通貨の短期金利を上回ると、為替ヘッジプレミアム（収益）となります。

■対円での為替ヘッジを行う際、円の短期金利がヘッジ対象通貨の短期金利を下回っている場合、その金利差相当分が為替ヘッジコストとなります。金利差が拡大すると、為替ヘッジコストは上昇し、金利差が縮小すると、為替ヘッジコストは低下します。

左記は、対円での為替ヘッジコスト（費用）を説明するイメージです。
通貨の先渡取引等を利用した実際の為替ヘッジコストは、需給要因等により大きく変動し、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なることがあります。

［ 為替ヘッジコストの推移（年率）］

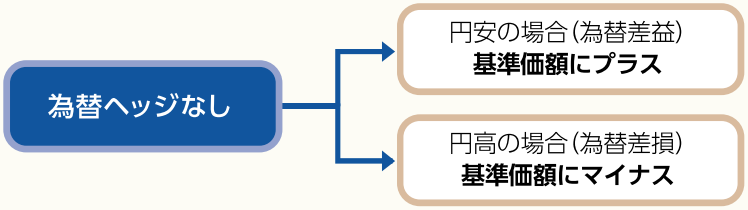



■為替ヘッジコスト（費用）は基準価額にマイナスとなります。

（注1）2016年5月末～2026年5月末
（注2）為替ヘッジコストは、各月末時点における米ドル・円のスポットレートと1ヵ月物フォワードレートを用いて算出し年率換算
（出所）一般社団法人資産運用業協会の情報を基に委託会社作成

※グラフは過去のデータを基に委託会社が算出した結果であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。
※上記は米ドルについて記載しています。当ファンドが米ドル以外の通貨建ての資産に実質的に投資する場合には、原則として当該通貨に対する為替ヘッジを行います。ただし、一部の通貨については、為替ヘッジを行わない場合や他の通貨で代替した為替取引（為替変動リスクを回避する目的に限ります。）を行う場合があります。

## 為替の影響について（為替ヘッジなし）




■外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行わない場合、基準価額は為替変動の影響を受けます。

［ 米ドルの対円為替推移 ］




（注）2016年5月末～2026年5月末
（出所）Bloombergの情報を基に委託会社作成

※グラフは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。
※上記は米ドルについて記載していますが、当ファンドでは米ドル以外の通貨建ての資産に実質的に投資する場合もあります。

## マザーファンドの実質的な運用を行う運用会社について

### ［ ニュートン・インベストメント・マネジメントの概要 ］

| | |
|---|---|
| 会社概要 | ●ニュートン・インベストメント・マネジメントは、グローバル総合金融機関BNYの資産運用部門であるBNYインベストメンツの傘下の資産運用会社です。<br>●世界の潮流や変化を大局的に捉えた独自のテーマ分析に基づく、株式のアクティブ運用を強みとしています。多角的なリサーチの下、バリュー・インカム株式、コア・グロース株式、テーマ型、マルチアセット運用など幅広い運用戦略を提供しています。<br>●ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシーはニュートン・インベストメント・マネジメントの北米拠点、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドは英国拠点です。 |
| 拠点 | ロンドン、ニューヨーク、ボストン、サンフランシスコに拠点を展開しています。 |
| 従業員数 | 114名（うち運用プロフェッショナル90名） |
| 運用資産残高 | 約18兆円（約1,117億米ドル） |

（注）2026年3月末現在、運用資産残高は1米ドル=159.09円で円換算

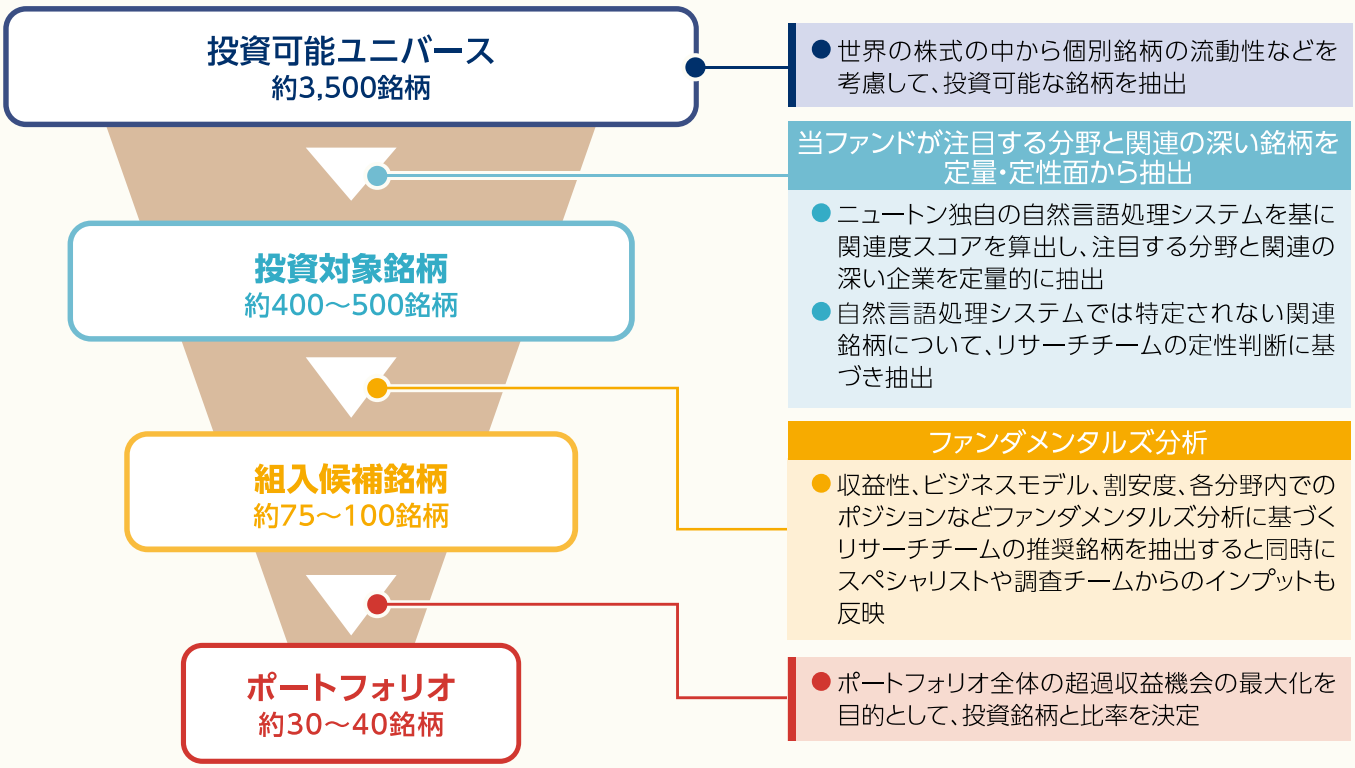
■国連責任投資原則（PRI）に署名しています。

### ［ 運用プロセス ］

■マザーファンドの実質的な運用は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシーが行います。

■運用チームの専任ポートフォリオ・マネージャー2名（平均運用経験21年）*、テーマストラテジスト1名（運用経験24年）*が担当します。

*2026年5月末現在




※上記の運用プロセスは、2026年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（出所）ニュートン・インベストメント・マネジメントの情報を基に委託会社作成

## 主な投資制限

■株式への実質投資割合には、制限を設けません。

■外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

■デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

■外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## 分配方針

■年1回（原則として毎年10月21日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配金額を決定します。

■分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

■分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

## 分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ




■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## 基準価額の変動要因

■当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

■運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。

■投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

■当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



### 価格変動リスク

#### 株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。



### 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



### 為替変動リスク

#### （為替ヘッジあり）…部分的な為替ヘッジにより、円高が基準価額に与える影響は抑制されます

ファンドは外貨建資産について、原則として対円での円買いの為替ヘッジを行いますが、一部の通貨について、為替ヘッジが困難等と判断された場合、為替ヘッジを行わない、または他の通貨で代替した為替取引を行うことがあります。

為替ヘッジが行われていない部分については為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

為替ヘッジが行われている部分については、為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。また、他の通貨で代替した為替取引を行っている部分については、当該代替取引を行っている通貨に対する現地通貨の為替変動の影響を受けます。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

#### （為替ヘッジなし）…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

### カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。
特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

### 流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点

### ファンド固有の留意点

#### 特定の業種・テーマへの集中投資に関する留意点

ファンドは、特定の業種・テーマに絞った銘柄選定を行いますので、市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定の業種・テーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該業種・テーマに属する銘柄は、これらの情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。

#### 為替取引に関する留意点
#### （為替ヘッジあり）

- 為替取引を行う場合、直物為替先渡取引（ＮＤＦ）を利用する場合があります。ＮＤＦの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等の影響により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。したがって、実際の為替市場や金利市場の動向から想定される動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、当該取引において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により取引が実行されないこと）が生じる可能性があります。

- ファンドが活用する店頭デリバティブ取引（ＮＤＦ）を行うために担保または証拠金として現金等の差入れがさらに必要となる場合があります。その場合、ファンドは追加的に現金等を保有するため、ファンドが実質的な投資対象とする資産等の組入比率が低下することがあります。その結果として、高位に組み入れた場合に比べて期待される投資効果が得られず、運用成果が劣後する可能性があります。

## 投資信託に関する留意点

■当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

■ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

## リスクの管理体制

■委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

■リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。
また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

■コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

## （参考情報）投資リスクの定量的比較

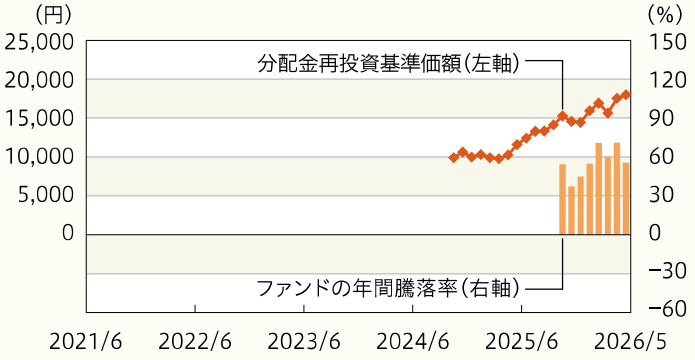
### ［ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ］

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2025年10月～2026年5月

分配金再投資基準価額：
2024年10月～2026年5月

■（為替ヘッジあり）



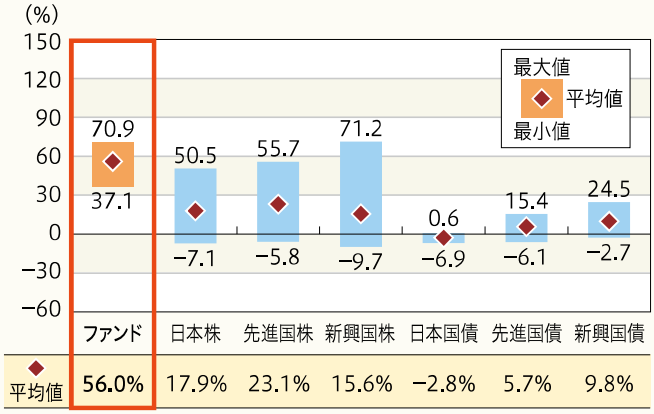

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

### ［ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 ］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2025年10月～2026年5月

他の資産クラス：
2021年6月～2026年5月




| | ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平均値 | 56.0% | 17.9% | 23.1% | 15.6% | −2.8% | 5.7% | 9.8% |

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

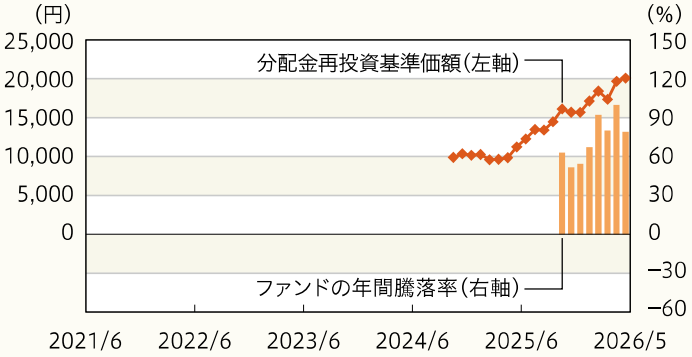
## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
**2025年10月～2026年5月**

分配金再投資基準価額：
**2024年10月～2026年5月**

### （為替ヘッジなし）



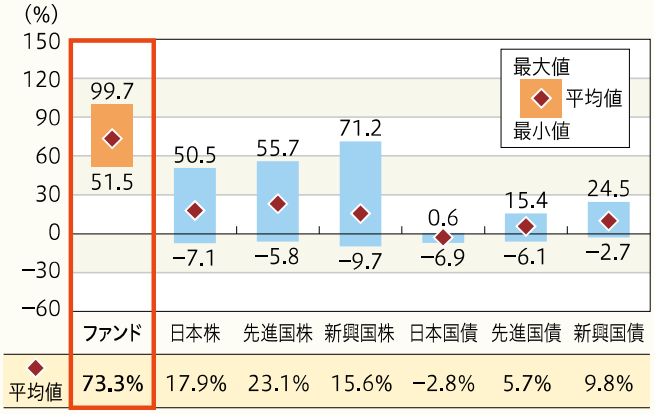

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
**2025年10月～2026年5月**

他の資産クラス：
**2021年6月～2026年5月**




| | ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ◆平均値 | 73.3% | 17.9% | 23.1% | 15.6% | −2.8% | 5.7% | 9.8% |

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

| | |
|---|---|
| 日本株 | 配当込みTOPIX（TOPIX（東証株価指数、配当込み）） 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス（グロス配当込み、円ベース） MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース） MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 日本国債 | NOMURA−BPI（国債） 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA−BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース） FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。 |
| 新興国債 | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース） J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。 |

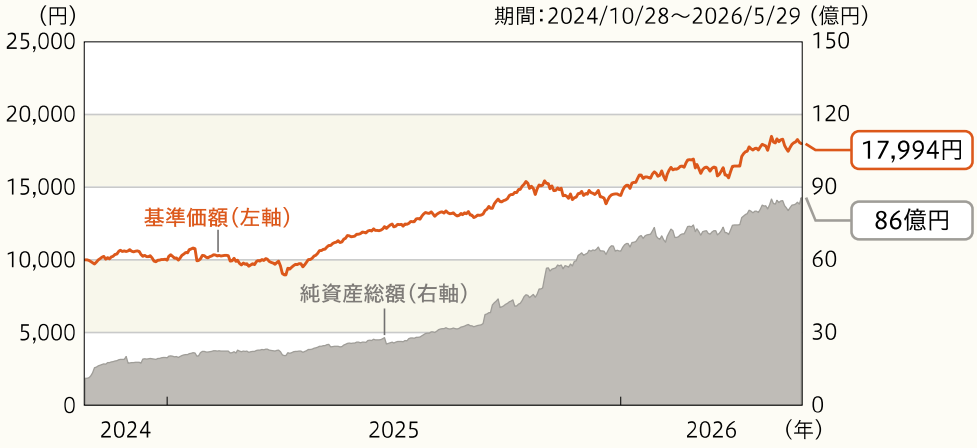
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2026年5月29日

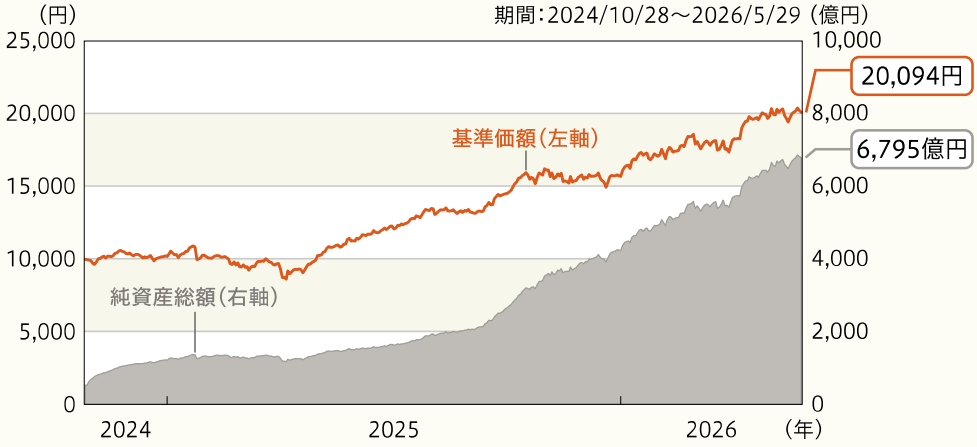
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移

### (為替ヘッジあり)




### (為替ヘッジなし)




※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 分配の推移

| 決算期 | 分配金 |
|---|---|
| 2025年10月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。

| 決算期 | 分配金 |
|---|---|
| 2025年10月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。

基準日:2026年5月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 主要な資産の状況

### (為替ヘッジあり)

#### 資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 99.72 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 0.28 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|---|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | ニュートン・パワー・イノベーション・マザーファンド | 99.72 |

### (為替ヘッジなし)

#### 資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 99.43 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 0.57 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|---|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | ニュートン・パワー・イノベーション・マザーファンド | 99.43 |

### ニュートン・パワー・イノベーション・マザーファンド

#### 資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 株式 | アメリカ | 42.24 |
| | アイルランド | 10.26 |
| | フランス | 8.80 |
| | スペイン | 6.38 |
| | 中国 | 6.17 |
| | ドイツ | 4.23 |
| | デンマーク | 4.20 |
| | その他 | 14.50 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 3.20 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|
| デンマーク | 株式 | NKT A/S | 資本財 | 4.20 |
| アメリカ | 株式 | HOWMET AEROSPACE INC | 資本財 | 4.16 |
| アイルランド | 株式 | TE CONNECTIVITY PLC | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 4.06 |
| スペイン | 株式 | NATURGY ENERGY GROUP SA | 公益事業 | 4.05 |
| アイルランド | 株式 | NVENT ELECTRIC PLC | 資本財 | 4.02 |
| フランス | 株式 | ENGIE | 公益事業 | 3.97 |
| アメリカ | 株式 | HUBBELL INC | 資本財 | 3.78 |
| 中国 | 株式 | CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A | 資本財 | 3.65 |
| アメリカ | 株式 | JABIL INC | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 3.38 |
| イギリス | 株式 | SSE PLC | 公益事業 | 3.11 |

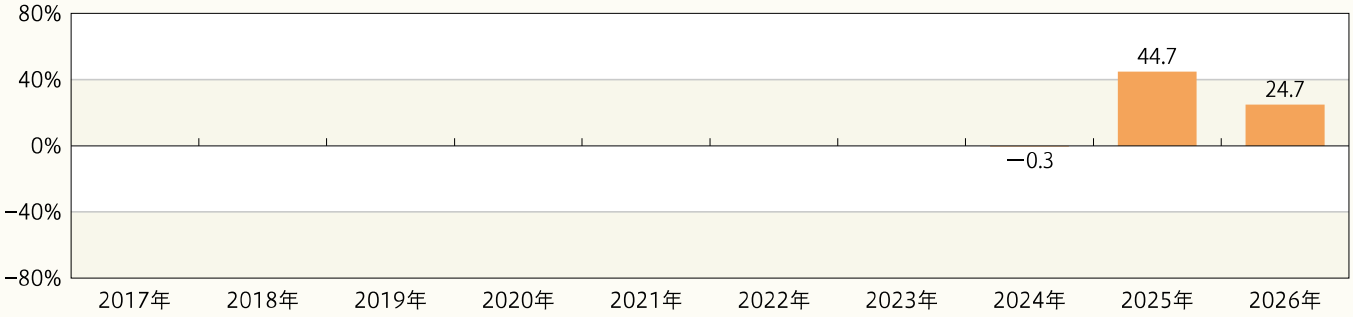
※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

基準日:2026年5月29日

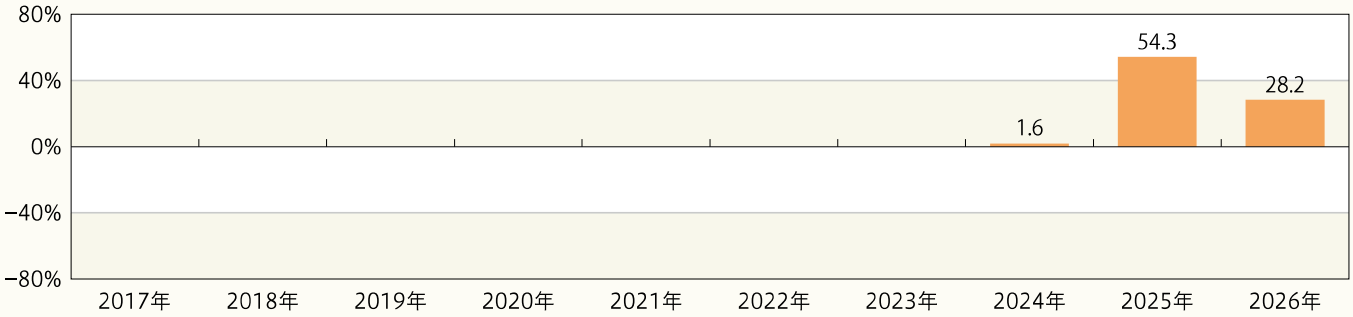
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

### (為替ヘッジあり)




### (為替ヘッジなし)




※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。
※2026年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
※ファンドにはベンチマークはありません。

## お申込みメモ

### 購入時

| | |
|---|---|
| 購入単位 | お申込みの販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社の定める期日までにお支払いください。 |
| 購入申込について | 販売会社によっては、**(為替ヘッジあり)**および**(為替ヘッジなし)**の間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |

### 換金時

| | |
|---|---|
| 換金単位 | お申込みの販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。 |

### 申込関連

| | |
|---|---|
| 申込締切時間 | 原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。 |
| 購入の申込期間 | 2026年7月17日から2027年1月18日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 申込不可日 | 以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。<br>●ニューヨークの取引所の休業日<br>●ロンドンの取引所の休業日 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。 |

### 決算日・収益分配

| | |
|---|---|
| 決算日 | 毎年10月21日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)<br>分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。<br>分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。<br>※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。 |

## お申込みメモ

### その他

| | |
|---|---|
| 信託期間 | 無期限（2024年10月28日設定） |
| 繰上償還 | 以下の場合には、繰上償還をすることがあります。<br>●繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき<br>●各ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき<br>●その他やむを得ない事情が発生したとき |
| 信託金の限度額 | 各ファンドの合計で1兆円 |
| 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（https://www.smd-am.co.jp）に掲載します。 |
| 運用報告書 | 決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。 |
| 基準価額の照会方法 | ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。<br>また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、以下のように掲載されます。<br>**（為替ヘッジあり）**電力革命あり<br>**（為替ヘッジなし）**電力革命なし |
| 課税関係 | ●課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>●当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>●配当控除および益金不算入制度の適用はありません。<br>※上記は、2026年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。 |

## ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

**投資者が直接的に負担する費用**

### 購入時・換金時

| | |
|---|---|
| **購入時手数料** | 購入価額に3.3%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。 |
| **信託財産留保額** | ありません。 |

**投資者が信託財産で間接的に負担する費用**

### 保有時

**運用管理費用（信託報酬）**

ファンドの純資産総額に年1.793%（税抜き1.63%）の率を乗じた額とします。運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

<運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜き）>

| 支払先 | 料率 | 役務の内容 |
|---|---|---|
| 委託会社 | 年0.90% | ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価 |
| 販売会社 | 年0.70% | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
| 受託会社 | 年0.03% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。
※委託会社の報酬には、ニュートン・パワー・イノベーション・マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬（年0.60%）が含まれております。

**その他の費用・手数料**

以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
- 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合の費用　　等

※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

### 分配時

| | |
|---|---|
| **所得税及び地方税** | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |

### 換金(解約)時及び償還時

| | |
|---|---|
| **所得税及び地方税** | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、2026年5月末現在のものです。

## (参考情報)総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年10月28日～2025年10月21日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

| | 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|---|---|---|---|
| (為替ヘッジあり) | 1.81% | 1.79% | 0.02% |
| (為替ヘッジなし) | 1.81% | 1.79% | 0.02% |

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。
※当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。
※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。
運用報告書は、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/)から検索いただけます。


三井住友DSアセットマネジメント